

手数料一覧

手 数 料 名	現行の手数料額等		根 拠 条 例
	単 位	金 額	
1. 証明等手数料条例関連			
(1) 営業に関する証明	1件につき	450円	証明等手数料条例
(2) 所得に関する証明	1件につき	350円	
(3) 土地、建物その他資産に関する証明	1筆、1棟又は1件につき	350円	
(4) 租税又は公課に関する証明	1件につき	350円	
(5) 土地台帳又は家屋台帳の複写	1件につき	450円	
(6) 土地台帳又は家屋台帳の閲覧	1件につき	350円	
(7) 固定資産税課税台帳の閲覧	1件につき	350円	
(8) 住宅用家屋証明申請の審査	1件につき	1,300円	
(10) 地籍調査の成果等に関する証明等			
ア. 公共基準点網図複写	1枚につき	1,200円	
イ. 公共基準点網図閲覧	1枚につき	600円	
ウ. 地籍図複写	1枚につき	600円	
エ. 地籍図閲覧(原図)	1枚につき	600円	
オ. 公共基準点成果複写	1枚につき	600円	
カ. 面積計算簿複写	1枚につき	600円	
キ. 地籍細部成果閲覧	1点につき	150円	
ク. 地籍簿閲覧	1筆につき	250円	
ケ. その他の証明	1件につき	600円	
コ. その他の複写	1枚につき	600円	
サ. その他の閲覧	1枚につき	350円	
(11) 印鑑登録の証明書の交付又は印鑑登録証の再交付	1通につき	350円	
(12) 印鑑登録証及びいしかり市民カードの再交付	1件につき	350円	
(13) 戸籍の附票又は戸籍の除票の写しの交付	1通につき	350円	
(14) 住民票又は住民票除票の写しの交付	1通につき	350円	
(15) 住民票記載事項証明書の交付	1件につき	350円	
(16) 住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき	500円	
(17) 身分に関する証明	1件につき	350円	
(18) 外国人に係る登録原票の写し又は外国人に係る登録原簿記載事項証明書の交付	1通又は1件につき	350円	
(19) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき	350円	
(27) 埋火葬に関する証明	1件につき	250円	
(28) 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	3,400円	
(29) 優良住宅新築認定申請の審査	(1件につき) 新築住宅の床面積の合計が100㎡以下 100超～500㎡以下 500超～2,000㎡以下 2,000超～10,000㎡以下 10,000超～50,000㎡以下 50,000㎡超	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 58,000円	
(30) 優良宅地造成認定申請の審査	1件につき	86,000円	
(34) 農業委員会所管に係る証明等			
ア. 現地目証明	1筆につき3,000平方メートルまでのときは2,000円、3,000㎡を超えるときは2,000円に当該3,000㎡を超える面積(当該面積に500㎡以上1,000㎡未満の端数があるときはこれを1,000㎡とし、500㎡未満の端数があるときはこれを切り捨てた面積)1,000㎡につき200円を加算した額		
イ. その他の証明	1件につき	450円	
(35) 土地区画整理事業の成果等に関する証明等			
ア. 土地区画整理換地図の複写	1枚につき	600円	
イ. 土地区画整理面積計算簿の複写	1枚につき	600円	
ウ. その他の複写	1枚につき	600円	
エ. 地番証明	1枚につき	600円	
オ. 住所証明	1枚につき	600円	
カ. 土地区画整理面積計算簿の証明	1枚につき	600円	
キ. 関係資料の閲覧	1枚につき	350円	
(36) 農業経営基盤強化促進法に基づく囑託登記手数料			
ア. 土地の表示の変更の登記	1筆 1筆増すごとに	3,500円 300円	
イ. 登記名義人の表示の変更及び更正の登記	1筆 1筆増すごとに	3,500円 300円	
ウ. 所有権移転登記(相続によるものを除く。)	1筆 1筆増すごとに	6,500円 300円	
(37) 自動車保管場所使用承諾証明書	1件につき	350円	
(38) 確認済証・検査済証の交付に係る証明書の交付	1件につき	500円	

手数料一覧

手 数 料 名	現行の手数料額等		根 拠 条 例
	単 位	金 額	
(39) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査			
ア. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出をしない場合	1件につき	当該申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に行う当該建築物に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの50,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下この項及び次項において「評価機関審査」という。)を受けた場合にあっては、7,000円) (2) 建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの117,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,000円)	
イ. 法第6条第2項の規定による申出をする場合	1件につき	アの規定に準じて算定した額に石狩市建築確認申請等手数料条例(平成12年条例第36号)第2条及び第3条の規定に準じて算定した額を加算した額	
(40) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			
ア. 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をしない場合	1件につき	当該申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に行う当該建築物に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの25,000円(評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合にあっては、3,500円) (2) 建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの58,500円(評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合にあっては、7,000円)	
イ. 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申	1件につき	アの規定に準じて算定した額に石狩市建築確認申請等手数料条例第2条及び第3条の規定に準じて算定した額を加算した額	
(41) 譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1件につき		1,600円
(42) 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき		1,200円
(43) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく適合通知に係る申出に対する審査	1件につき	石狩市建築確認申請等手数料条例第2条及び第3条の規定に準じて算定した額	
(44) その他の証明	1件につき		350円
3. 文書料			
診断書			
ア. 各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑な診断書	1通につき		5,000円
イ. 死亡診断書等普通の診断書	1通につき		4,000円
ウ. 進学、就職、欠勤等に係る簡易な診断書	1通につき		2,000円
入院証明、期間証明等に係る証明書	1通につき		2,000円
診療費明細書	1通につき		3,000円
4. 狂犬病予防法事務手数料			
ア. 犬の登録手数料	1件につき		3,000円
イ. 狂犬病予防注射済票交付手数料	1件につき		550円
ウ. 鑑札再交付手数料	1件につき		1,600円
エ. 狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき		340円
5. 事業系資源物処理手数料	10キログラムにつき		90円

浜益国民健康保険診療所条例

狂犬病予防法事務手数料条例

資源物処理手数料条例

手数料一覧

手 数 料 名	現行の手数料額等		根 拠 条 例
	単 位	金 額	
7. 捕獲手数料	1頭1日につき	2,520円	牧野条例
8. 地区計画区域内建築物の用途及び敷地に関する制限の適用除外許可申請手数料	1件につき	70,000円	地区計画区域内建築物の制限に関する条例
9. 建築確認申請等手数料			
ア. 建築物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料	30㎡以内 30㎡超～100㎡以内 100㎡超～200㎡以内 200㎡超～500㎡以内 500㎡超～1,000㎡以内 1,000㎡超～2,000㎡以内 2,000㎡超～5,000㎡以内 5,000㎡超～10,000㎡以内 10,000㎡超～20,000㎡以内 20,000㎡超～50,000㎡以内 50,000㎡超	12,000円 19,000円 27,000円 37,000円 61,000円 86,000円 160,000円 260,000円 380,000円 520,000円 720,000円	建築確認申請等手数料条例
イ. 建築物に関する構造計算適合性判定手数料			
法第20条第2号イに規定する方法による場合	1件につき	150,000円	
法第20条第3号イ又は第3号イに規定するプログラムによる	1件につき	100,000円	
ウ. 工作物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料 (工作物を築造する場合)	1件につき	15,000円	
(確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合)	1件につき	10,000円	
エ. 建築物に関する完了検査申請手数料及び完了通知手数料	30㎡以内 30㎡超～100㎡以内 100㎡超～200㎡以内 200㎡超～500㎡以内 500㎡超～1,000㎡以内 1,000㎡超～2,000㎡以内 2,000㎡超～5,000㎡以内 5,000㎡超～10,000㎡以内 10,000㎡超～20,000㎡以内 20,000㎡超～50,000㎡以内 50,000㎡超	13,000円 16,000円 20,000円 26,000円 41,000円 56,000円 96,000円 140,000円 200,000円 280,000円 410,000円	
オ. 工作物に関する完了検査申請手数料及び完了通知手数料	1件につき	12,000円	
カ. 仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき	130,000円	
キ. 一定の複数建築物の認定及び認定取消申請手数料			
(建築基準法第86条第1項の規定による認定の申請をする者)	建築物の数が2である場合にあっては94,900円、建築物が3以上である場合にあっては94,900円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た金額を加算した額		
(建築基準法第86条第2項の規定による認定の申請をする者)	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては94,900円、建築物が2以上である場合にあっては94,900円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た金額を加算した額		
(建築基準法第86条の2第1項の規定による認定の申請をする者)	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては94,900円、建築物が2以上である場合にあっては94,900円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た金額を加算した額		
(建築基準法第86条の5第1項の規定による認定の取消しを申請をする者)	15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た金額を加算した額		
ク. 道路位置指定申請手数料	1件につき	75,100円	
10. 開発行為許可申請手数料			
開発行為許可申請手数料(法29条第1項又は第2項)			
(1) 自己居住用住宅	0.1ha未満 0.1ha～0.3ha未満 0.3ha～0.6ha未満 0.6ha～1ha未満 1ha～3ha未満 3ha～6ha未満 6ha～10ha未満 10ha以上	8,600円 22,000円 43,000円 86,000円 130,000円 170,000円 220,000円 300,000円	
(2) 自己業務用建築物 自己業務用特定工作物	0.1ha未満 0.1ha～0.3ha未満 0.3ha～0.6ha未満 0.6ha～1ha未満 1ha～3ha未満 3ha～6ha未満 6ha～10ha未満 10ha以上	13,000円 30,000円 65,000円 120,000円 200,000円 270,000円 340,000円 480,000円	
(3) その他(非自己用)	0.1ha未満 0.1ha～0.3ha未満 0.3ha～0.6ha未満 0.6ha～1ha未満 1ha～3ha未満 3ha～6ha未満 6ha～10ha未満 10ha以上	86,000円 130,000円 190,000円 260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円	
開発行為変更許可申請手数料(法35条の2第1項)		870,000円	
イ. 設計の変更			
(1) 自己居住用住宅	0.1ha未満 0.1ha～0.3ha未満 0.3ha～0.6ha未満 0.6ha～1ha未満 1ha～3ha未満 3ha～6ha未満 6ha～10ha未満 10ha以上	8,600円 22,000円 43,000円 86,000円 130,000円 170,000円 220,000円 300,000円	
(2) 自己業務用建築物 自己業務用特定工作物	0.1ha未満 0.1ha～0.3ha未満 0.3ha～0.6ha未満 0.6ha～1ha未満 1ha～3ha未満 3ha～6ha未満 6ha～10ha未満 10ha以上	13,000円 30,000円 65,000円 120,000円 200,000円 270,000円 340,000円 480,000円	

手数料一覧

手 数 料 名	現行の手数料額等		根 拠 条 例
	単 位	金 額	
(3) その他(非自己用)	0.1ha未満	86,000円	開発行為許可申請等手数料条例
	0.1ha～0.3ha未満	130,000円	
	0.3ha～0.6ha未満	190,000円	
	0.6ha～1ha未満	260,000円	
	1ha～3ha未満	390,000円	
	3ha～6ha未満	510,000円	
	6ha～10ha未満	660,000円	
	10ha以上	870,000円	
ロ. 区域編入 (1) 自己居住用住宅	0.1ha未満	8,600円	
	0.1ha～0.3ha未満	22,000円	
	0.3ha～0.6ha未満	43,000円	
	0.6ha～1ha未満	86,000円	
	1ha～3ha未満	130,000円	
	3ha～6ha未満	170,000円	
	6ha～10ha未満	220,000円	
	10ha以上	300,000円	
(2) 自己業務用建築物 自己業務用特定工作物	0.1ha未満	13,000円	
	0.1ha～0.3ha未満	30,000円	
	0.3ha～0.6ha未満	65,000円	
	0.6ha～1ha未満	120,000円	
	1ha～3ha未満	200,000円	
	3ha～6ha未満	270,000円	
	6ha～10ha未満	340,000円	
	10ha以上	480,000円	
(3) その他(非自己用)	0.1ha未満	86,000円	
	0.1ha～0.3ha未満	130,000円	
	0.3ha～0.6ha未満	190,000円	
	0.6ha～1ha未満	260,000円	
	1ha～3ha未満	390,000円	
	3ha～6ha未満	510,000円	
	6ha～10ha未満	660,000円	
	10ha以上	870,000円	
ハ. その他		10,000円	
用途地域が定められていない土地の区域内の建築物特例許可申請手数料(法41条第2項)		46,000円	
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法42条第1項)		26,000円	
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法43条第1項)	0.1ha未満	6,900円	
	0.1ha～0.3ha未満	18,000円	
	0.3ha～0.6ha未満	39,000円	
	0.6ha～1ha未満	69,000円	
	1ha以上	97,000円	
開発許可地位承継承認申請手数料(法45条) (1) 自己居住用住宅 自己業務用建築物 自己業務用特定工作物	1ha未満	1,700円	
	(2) 自己業務用建築物 自己業務用特定工作物	1ha以上	2,700円
		(3) その他	17,000円
	用紙1枚につき	470円	

※使用料、手数料等審議会対象分のみ抜粋